

第4 監査対象補助金の状況

◎ 監査対象補助金の概要	18
◎ 補助金別の意見及び状況	21
(参考) 「補助金別の意見及び状況」各ページの見方	21
1 市町村自主運行バス等維持費補助金	23
2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金	25
3 緊急地震対策促進事業補助金	28
4 私立専修学校振興補助金	31
5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	33
6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	35
7 三重県留学生等支援事業補助金	37
8 小児科医確保事業補助金	40
9 福祉活動指導員設置費補助金	42
10 軽費老人ホーム運営費補助金	44
11 障がい者小規模作業所事業費補助金	46
12 放課後児童クラブ活動事業費補助金	48
13 家庭支援推進保育事業費補助金	50
14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	52
15 浄化槽設置促進事業補助金	55
16 がんばる三重の林業創出事業費補助金	57
17 運輸事業振興助成交付金	60
18 多品目適量産地育成事業費補助金	62
19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	64
20 みえの真珠養殖再生支援交付金	67
21 漁業就業研修支援事業費補助金	69
22 中小企業の市場化支援事業費補助金	71
23 小規模事業支援費補助金	73
24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	75
25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	78
26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	81
27 木造住宅耐震補強事業費補助金	83
28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	85
29 文化財保護事業補助金	87
30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	89

◎ 監査対象補助金の概要

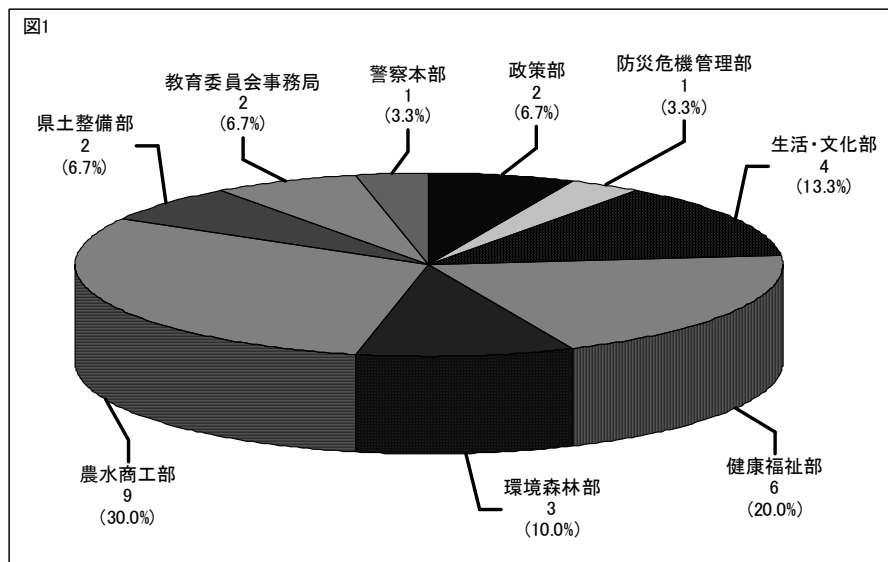
1 所管部局別の補助金数

各所管部局から事前調査票により報告された平成 22 年度交付の県単独補助金のうち、監査対象としたものは 30 補助金である。

所管部局別の補助金数は表 1 及び図 1 のとおり、農水商工部が 9 補助金（30.0%）で最も多く、次いで健康福祉部 6 補助金（20.0%）、生活・文化部 4 補助金（13.3%）の順となっている。

表1【所管部局別の補助金数】

部局名	補助金数
政策部	2
防災危機管理部	1
生活・文化部	4
健康福祉部	6
環境森林部	3
農水商工部	9
県土整備部	2
教育委員会事務局	2
警察本部	1
合計	30

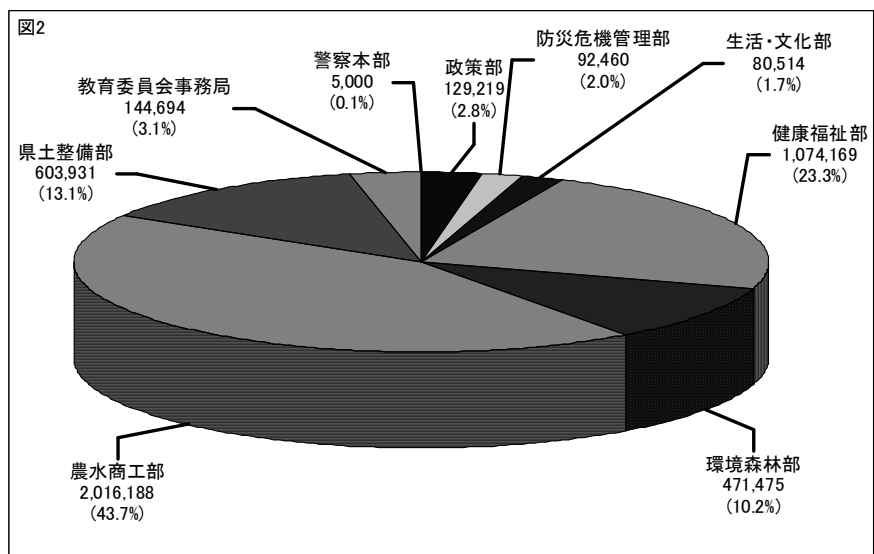


2 所管部局別の交付実績額

30 補助金の交付実績額（平成 22 年度決算額）は総額 4,617,650 千円で、所管部局別の状況は表 2 及び図 2 のとおり、農水商工部が 2,016,188 千円（43.7%）で最も多く、次いで健康福祉部 1,074,169 千円（23.3%）、県土整備部 603,931 千円（13.1%）の順となっている。

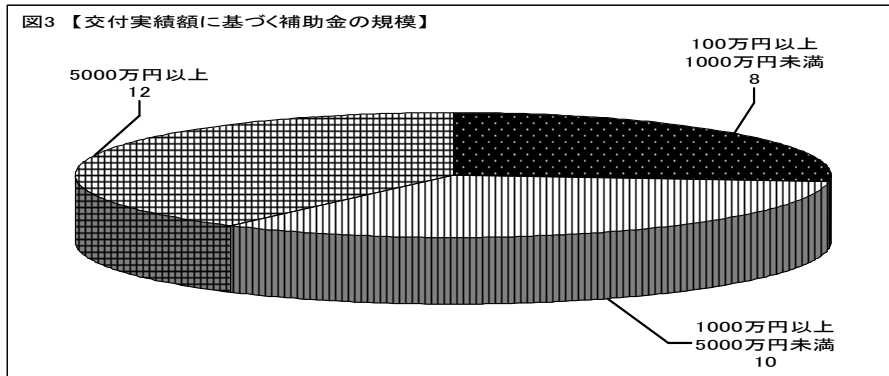
表2【所管部局別の交付実績額(決算額:千円)】

部局名	交付実績額
政策部	129,219
防災危機管理部	92,460
生活・文化部	80,514
健康福祉部	1,074,169
環境森林部	471,475
農水商工部	2,016,188
県土整備部	603,931
教育委員会事務局	144,694
警察本部	5,000
合計	4,617,650



3 補助金の規模

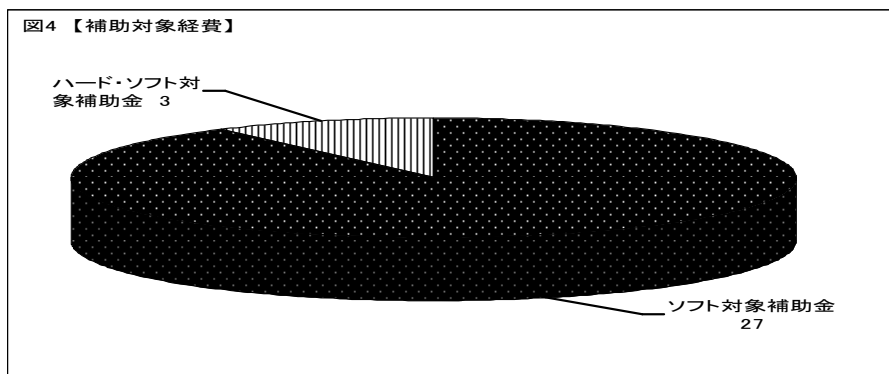
30 補助金の規模について、交付実績額で分類すると図 3 のとおり、5000 万円以上のものが 12 補助金（40.0%）で最も多い。



4 補助対象経費

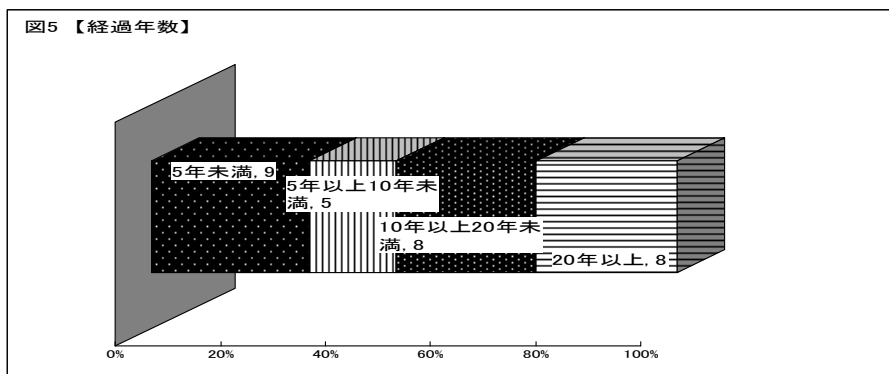
補助対象経費については、施設整備費や用地取得費などのハードを対象としているもの（ハード対象補助金）、事業費や運営費などのソフトを対象としているもの（ソフト対象補助金）及びこれら両方を対象としているもの（ハード・ソフト対象補助金）に区分することができる。

30 補助金を補助対象経費で区分すると図 4 のとおり、ソフト対象のものが 27 補助金（90.0%）で大半を占めている。



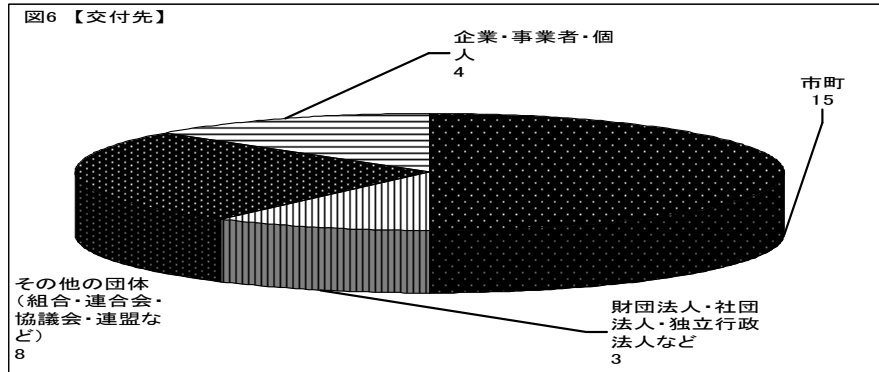
5 経過年数

30 補助金の制度創設からの経過年数については図 5 のとおり、5 年未満のものが 9 補助金（30.0%）、5 年以上 10 年未満のものが 5 補助金（16.6%）、10 年以上 20 年未満のものが 8 補助金（26.7%）、20 年以上のものが 8 補助金（26.7%）となっている。



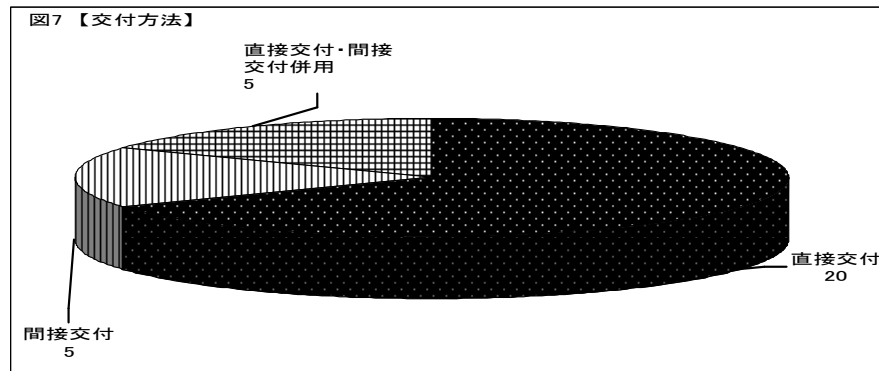
6 交付先及び交付方法

30補助金の交付先については図6のとおり、市町を対象としたものが15補助金(50.0%)、財団法人・社団法人・独立行政法人などを対象としたものが3補助金(10.0%)、その他の団体(組合・連合会・協議会・連盟など)を対象としたものが8補助金(26.7%)、企業・事業者・個人を対象としたものが4補助金(13.3%)となっている。



※ 市町を対象としたものには、交付先が市町だけの補助金のほか、市町及び市町以外の者を交付の対象としている補助金も含めた。

また、補助金の交付方法は図7のとおり、県が補助事業者に対して直接交付しているものが20補助金(66.6%)、市町や財団法人等を通じて間接交付しているものが5補助金(16.7%)、直接交付と間接交付を併用しているものが5補助金(16.7%)となっている。



◎ 補助金別の意見及び状況

(参考) 「補助金別の意見及び状況」各ページの見方

〇〇〇〇補助金	担当部 〇〇〇〇部 〇〇〇〇室
---------	-----------------

I 補助金の概要

創設年度	平成〇年度	22年度交付額	〇円	補助実施件数	〇件
補助金の目的	担当部室より提出された監査提出調書等に基づき、 当該補助金の目的、補助要件、補助率、補助対象者、補助対象経費、 県の戦略計画の関連施策名等、その補助金の概要を記述しています。				
補助要件					
補助率	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()			
補助対象者	「補助種別」について、該当する区分を囲んでいます。 (「直接交付または間接交付」「運営費、事業費またはその他」)				
補助対象経費					
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策〇〇〇 : 基本事業〇〇〇〇〇 :				

「事務手続き」、「効果・成果の把握」、「地域機関が行う事務」について、
監査において把握した状況を記述しています。

- 各項目について、該当する区分を囲んでいます。(人数・金額の項目を除く。)
- 該当がない項目は、「-」と表示しています。

(注)「事前着手」 交付決定前に補助事業を開始
 「状況報告提出」 県規則に規定する補助事業等状況報告書の提出
 「検査方法」 補助事業完了に伴う検査の方法
 「決算不用額」 最終予算額と実際の交付額との差額 (予算残額)

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	〇人
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 9/10 以内 ・ <input type="checkbox"/> 9/10 超	〇円		
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

.....
.....。

意見
●。
○。

2 交付要領等における規定状況について

意見
●。
○。

補助金に対する監査結果です。

- ・ 監査の着眼点ごとに監査結果を記述しています。
- ・ 意見のうち、「●」は速やかに是正、改善を求める事項、「○」は改善または改善についての検討を求める事項を記述しています。
- ・ 意見がない場合でも、それぞれの項目において、必要に応じて、その状況等を説明しています。
- ・ 「5」は、地域機関が行う事務がある補助金について記述しています。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

.....
.....。

意見
●。
○。

5 地域機関への制度周知や指導について

概ね適正に処理されていた。

1 市町村自主運行バス等維持費補助金	担当部 政策部 交通政策室
---------------------------	----------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成7年度	22年度交付額	116,119,000円	補助実施件数	22件
補助金の目的	市町等が運営するバス路線等を維持することにより、地域住民の交通の利便の確保を図る。				
補助要件	1. 運行費補助金 ・「道路運送法」の許可若しくは登録を受けて市町が運営する自主運行バス等による路線 ・実証実験・実証運行に対する国の運行費補助を受けていない路線 ・輸送対象又は輸送目的が特定されていない路線 2. 車両購入費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行の用に供する車両であること。 3. 初度開設費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行に要する経費を支出する市町であること。 4. NPO等運営バス支援補助金 市町がNPO等に対して補助金を支出していること。				
補助率	1/4ほか	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他（施設整備費）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 運行費補助金 実車走行距離×106円（ただし、欠損額を限度とする。） 2. 車両購入費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行の用に供する車両に係る購入費 3. 初度開設費補助金 市町村自主運行バス等維持費補助金の対象路線の運行に要する経費を支出する市町が整備する車庫、停留所施設、旅客待合所、その他当該路線の運行に必要な施設の整備に要する経費 4. NPO等運営バス支援補助金 経常損失額（経常経費と経常収益との差額）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 552：交通網の整備 基本事業 55201：生活交通の確保				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		0円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

地方バス路線については、バス事業の自立を図り、地域住民の福祉を確保することを目的として、国庫補助が行われてきたが、市町村の廃止路線代替バスの補助については、平成7年度から国と県の財政負担の見直しにより一般財源化されたことから、当該補助制度が創設された。

また、県では、平成21年度に効率的で持続可能なバス路線と県の支援のあり方について、国や学識経験者、事業者、市町の代表者と検討を行った。さらに、平成22年度には「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の検討会議において、市町と役割分担について協議を行い、「地域間バス」は県が、日常生活の移動ニーズに対応した「地域内バス」は市町が、それぞれ主体的に担うこととしている。

なお、平成23年度から国の地域公共交通に対する支援制度が改正され、地域のニーズをふまえた最適な交通手段の維持確保のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組を一体的かつ継続的に支援することにより、より効果的・効率的な支援が実施されることとなった。

当該補助制度により、地域における生活交通は維持・確保されているものの、バス利用者の減少や運行経費の増加に伴い、バス路線の維持・確保は限られた財源では厳しくなっている。

これを契機に、今後は、市町や事業者等と連携して、地域の移動ニーズに対応した県内公共交通のネットワーク化に向けた具体的な検討を行う中で、県の補助制度の見直しを図ることが望ましい。

意見

○ 自主運行バスの収支改善を図るためには、収入増加や経費削減の取組のインセンティブが働く制度とするなど、関係機関と協議のうえ、より効果的な運行支援となるよう検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度には、県内9地区に設置された地域検討ワーキンググループにおいて市町、事業者と生活交通路線のアセスメントや収支改善計画について協議を行ったほか、各市町において開催された地域公共交通会議等に延べ34回参加し、市町、住民、事業者とともに生活交通確保策を検討するなど、厳しい現状の改善に向けた取組を行っている。

成果指標は設定していないが、補助対象となる自主運行バスの系統数や利用者数を実績数値として確認している。

- ・ 平成22年度の自主運行バスの系統数及び利用者数（補助対象分）

系統数：22市町 339系統 利用者数：2,203千人

2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金

担当部 政策部 地域づくり支援室

I 補助金の概要

創設年度	平成 18 年度	22 年度交付額	13,100,000 円	補助実施件数	6 件
補助金の目的	過疎・準過疎・離島・東紀州地域において、持続可能な地域社会の維持・構築を図る。				
補助要件	<p>過疎地域、準過疎地域、離島振興対策実施地域、東紀州地域の市町。(市町の一部地域がその指定を受けている場合は、その地域のみ。)</p> <p>補助金の目的にそって上記市町が行う事業とし、次のいずれかに該当する事業。</p> <p>(1) 市町の「交流・定住」促進支援事業 市町が策定する「過疎地域自立促進計画」等に基づく事業で、「交流・定住」の促進に該当するソフト事業及び連携するハード事業</p> <p>(2) 市町の「地域の将来像」策定支援事業 市町が地域住民と連携して地域の「地区力」を確認し、持続可能な地域社会づくりに向けた「地域の将来像」策定のための調査研究事業</p>				
補助率	1/2 以内	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他(施設整備費)		
補助対象者	過疎地域、準過疎地域、離島振興対策実施地域、東紀州地域の市町				
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費から経常的な経費を除いたもの及び他の負担金、補助金の交付を受ける場合は、その額を事業の実施に要する経費から除いた額				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 531：地域の特性を生かした地域づくり 基本事業 53103：過疎・離島・半島地域の振興				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		—		2,550,000 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表(効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、人口の減少や高齢化の進展により地域の活力が失われつつある過疎、準過疎及び離島地域において、交流・定住の促進や集落消滅の危機に対応するため平成 18 年度に創設された。

第二次戦略計画の重点事業であったため、平成 22 年度を終期として設定していたが、22 年度に過疎法が改正されたことに伴い、新たな三重県過疎方針が策定され、23 年度に補助制度がリニューアルされた。

補助制度のリニューアルにより、県内市町の実施する身近な生活課題の解決や地域活性化の取組に対して支援(県 1/2 以内、過疎・準過疎・離島・東紀州地域、辺地を対象)することとしたが、市町に対する地域づくりへの他の支援事業として、地域課題の解決に寄与する事業に対して補助する「三重県地域づくり支援補助金」があり、これらの補助制度は、補助要件が類似している。

意見

- 当該補助制度は、制度としての意義は認められるものの、地域づくりに関する類似した補助制度が存在するため、両補助制度の補助要件を整理するなど、効率的な補助制度となるよう見直すことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。
 - ・ 交付額算定方法について、千円未満を切り捨てているが、その処理について要領等に明示されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、事業計画の承認から交付決定にいたるまでの事務処理が遅延していたため、補助事業の一部が交付決定前に着手されていた。
 - ・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、支払に際して、履行確認に関する事項（履行を確認した日及び検査員の氏名）が記載されていなかった。
- 実績報告書に添付された証拠書類、写真等をもとに書面により検査を実施しているが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。
- 平成 22 年度は、事業計画の承認が 6 月 1 日以降に行われており、交付決定も遅いものは 8 月に入ってから行われていたため、事業計画の提出からヒアリング、承認、交付申請、交付決定といった一連の事務処理のスケジュールを早期化し、補助事業が円滑に行われるように配慮することが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度は、過疎、離島地域等条件不利地域の市町が、「地域資源の掘り起こし」「地域の資源を生かした他の地域との交流」「地域づくりの計画策定」等を進めた結果として、こうした条件不利地域の交流人口・定住人口が増加することを目的としている。このため、成果指標は第二次戦略計画の基本事業の目標項目である「過疎・離島地域における交流人口」が用いられており、平成 22 年度は交流人口の目標値 446 万人に対し実績は 421 万人であった。（目標の達成状況は 94%）

しかし、平成 22 年度から鳥羽市が過疎地域の指定を受けたため、当該指標には鳥羽市の観光客数の数値が反映されることとなり、条件不利地域における交流人口・定住人口との乖離が大きくなる可能性がある。

意見

- 成果指標として、「過疎・離島地域における交流人口」を設定している。この数値は三重県観光統計による数値を用いているが、平成 22 年度から新たに鳥羽市が過疎地域の指定を受けたことから、鳥羽市の観光客の数値が反映されることとなるため、当該補助事業により増加をめざしている「条件不利地域における交流人口・定住人口」と乖離が大きくなる可能性がある。

平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、成果指標についても見直すことが望ましい。

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 平成 18 年度の補助制度策定時に Q&A を作成しているが、以降の改正に対応しておらず、地域機関も Q&A について把握していなかった。
平成 23 年度に補助制度がリニューアルされたことから、これに対応する新たな事務マニュアルを作成するなどして、各地域機関での事務処理が一律かつ円滑（効率的）に行われるように配慮されたい。

3 緊急地震対策促進事業補助金	担当部 防災危機管理部 地震対策室
------------------------	--------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成 19 年度	22 年度交付額	92,460,000 円	補助実施件数	78 件
補助金の目的	災害に強い県土づくりをめざし、減災に向けた市町の積極的な取組を促進するため、市町が実施する津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策について支援を行う。				
補助要件	特になし				
補助率	1/2 以内（事業区分によっては、下記の場合もあり。） 1/3 以内：東海地震に係る強化地域、東紀州地域、過疎・準過疎地域のいずれにも該当しない地域 1/4 以内：防災基盤整備事業要綱の対象事業	補助種別	<input type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input type="checkbox"/> 事業費 ・ <input type="checkbox"/> その他（施設整備費）		
補助対象者	市町及び一部事務組合				
補助対象経費	1. 津波対策促進事業 平成 15 年度に県が作成した津波浸水予測図の浸水予測区域における津波避難施設の建設工事等に要する費用、津波避難路の安全性を確保するために実施する避難路の整備及びその周辺の危険箇所の整備に要する費用、迅速な避難体制を確保するために実施する防災行政無線等の情報収集・伝達手段の整備や避難誘導標識の設置等に要する費用 2. 孤立対策促進事業 「孤立が予想される地区」における孤立対策を計画的に進めるため、市町等が策定する「孤立対策推進計画」に位置づけられた事業に要する費用（通信、運搬整備等） 3. 緊急避難所（公共的施設）耐震化対策促進事業 公共的施設（自治体が所有するものを除く）のうち、市町地域防災計画に基づき、避難所に指定されている建築物及び敷地の耐震改修工事及び耐震診断、耐震補強計画策定、耐震改修工事設計に要した費用 【要件】昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、I s 値が木造 1.0 未満、木造以外 0.75 未満と診断された建築物に対して、I s 値をそれぞれ 1.0 以上、0.75 以上とする耐震改修であること。 4. 災害時要援護者対策促進事業 災害時要援護者（高齢者、身体障がい者、幼児等）の支援体制を整え、被害軽減を図るため、市町等が策定する「災害時要援護者対策推進計画」に位置づけられた事業に要する費用（粉ミルク等資機材備蓄、家具固定、耐震シェルター設置等）				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 311：防災対策の推進 基本事業 31101：防災体制の整備				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 書面 ・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合	決算不用額（22 年度）	
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		—	12,240,000 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

Ⅲ 各視点における監査の結果

1 補助制度について

第二次戦略計画において、特に県民の生命を守る地震対策に重点化して、また被害の軽減を「第2次三重地震対策アクションプログラム」にそって着実に進めるため、市町が実施する「津波対策」「孤立対策」「避難所耐震化対策」「災害時要援護者対策」について支援することを目的として当該補助制度が創設された。

当該補助制度は、平成23年度当初から「地域減災力強化推進補助金」としてリニューアルされ、「避難対策（津波対策）」「強震動対策（避難所耐震化、シェルター設置等）」が実施されている。

さらに、東日本大震災の検証や市町からの要望を鑑み、平成23年6月から「孤立化防止対策（衛星携帯電話整備）」「避難所緊急整備対策（発電機、投光器、間仕切り等整備）」が追加されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
<ul style="list-style-type: none">● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。<ul style="list-style-type: none">・ 交付申請書提出期限が規定されていない。・ 申請取下げ期限が規定されていない。・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
<ul style="list-style-type: none">● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業者に対して、文書による枠付け（予算配分）の通知がされておらず、交付申請書提出期限など交付申請事務についての指示も明確にされていなかった。・ 交付申請書に指定避難路を示した地図を添付することが規定されている事業があるが、一部の地域機関において、補助事業者から提出された交付申請書添付の地図に指定避難路が明示されていなかった。・ 一部の地域機関において、交付決定の際に付する条件の交付決定書への記載が不十分であった。・ 一部の地域機関において、事業費の変更に伴う補助事業者からの変更交付申請が行われていなかったものや申請が遅れていたものがあった。・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。・ 一部の地域機関において、補助事業者から提出された実績報告書に、交付要領で添付を規定する完成認定書の写しが添付されていなかった。・ 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書が期限内に提出されていなかった。● 写真で確認可能である、市町の検査機関による検査を経ている、等の理由により書面のみで履行確認が可能であるとしているところであるが、施設整備事業も補助対象であることから、可能な限り実地での検査を実施されたい。○ 年間を通じ補助事業者に対して補助要望・執行状況を調査し調整のうえ、4月中旬の第1回以降年度末まで計8回の予算枠付け（内示）行っているが、補助事業者によっては4月当初からの事業開始を希望する事例があり、また、災害時要援護者対策促進事業における家具固定や耐震シェルター設置については、補助事業者が実施・助成を希望する住民を募集する事業形態であるため、応募者が少なく年度末の予算枠付けで減額する例が多く見られた。事業の円滑な実施及び予算の有効活用の観点から、補助事業者の要望や執行状況のよりの確かな把握方法や予算枠付け（内示）の時期について検討することが望ましい。○ 補助対象が多岐にわたっており、補助事業者に対する指導、助言、検査の際に、施設整備に係る構造計算など建築等に関する技術的な知識が必要な場合がある。

本庁と地域機関の間における指導・報告体制を確立するとともに、適正な事務を執行するためには、専門知識を有する他部署との連携も検討することが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

第二次戦略計画の中の重点事業「いのちを守る減災対策推進事業」、「第2次三重地震対策アクションプログラム」において事業目標が定められており、毎年度実施実績の確認が行われている。

【いのちを守る減災対策推進事業】

事業目標 4 か年 (H19~H22) : 目標 157 件 実績 177 件

[平成 22 年度]

- ①津波対策 : 目標 10 件 実績 11 件 (11 市町、計 25 件補助)
- ②孤立対策 : 目標 11 件 実績 7 件 (7 市町 4 消防本部、計 12 件補助)
- ③避難所耐震化対策 : 目標 9 件 実績 6 件 (3 市町、計 6 件補助)
- ④災害時要援護者対策 : 目標 14 件 実績 17 件 (17 市町、計 35 件補助)

【第2次三重地震対策アクションプログラム】

[4 か年 (H19~H22)]

- ①津波避難施設の整備・確保 : 目標 10 施設 実績 7 施設 (70%)
- ②孤立対策の促進 : 目標 21 市町 実績 21 市町 (100%)
- ③自治会所有の避難所の耐震化 : 目標 50% 実績 48.4% (68.6%)
- ④災害時要援護者対策の促進 : 目標 29 市町 実績 29 市町 (100%)

5 地域機関への制度周知や指導について

意見

- 詳細なマニュアルは作成されているが、助成募集型事業について各地域機関で事務手続きに差異があったほか、補助対象経費、添付書類、軽微な変更の範囲等事務手続き上の解釈や判断が難しい項目があり、その都度、本庁への相談対応となっているため、各地域機関から意見を聴取するなどして事務手続き上の課題を整理し、対応方法を明示されたい。
- 本庁は各地域機関に通知・連絡した内容がどのように処理されたかについての把握が十分でないの
で、今後は処理状況の把握に努めることが望ましい。

4 私立専修学校振興補助金	担当部 生活・文化部 生活・文化総務室
----------------------	----------------------------

I 補助金の概要

創設年度	昭和 54 年度	22 年度交付額	39, 101, 160 円	補助実施件数	17 件
補助金の目的	私立専修学校における教育に係る経常経費に対して補助を行うことにより、専修学校における教育の振興及び健全な発展に資する。				
補助要件	県内私立専修学校を設置・経営する学校法人及び個人であること。				
補助率	定額 (1) 学校割：別に定める額 (2) 生徒割：下記の課程ごとに別に定める額に当該年度の 5 月 1 日現在の在籍生徒数を乗じて得た額 ・ 高等課程（大学入学資格付与学科ならびにそれ以外） ・ 専門課程 ・ 一般課程	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ <input type="checkbox"/> 事業費 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
補助対象者	私立専修学校を設置・経営する学校法人及び個人				
補助対象経費	私立専修学校における教育に係る経常的経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 122：学校教育の充実 基本事業 12209：私学教育の振興				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有・ <input type="checkbox"/> 無		9/10 以内 ・ 9/10 超		840 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有・ <input type="checkbox"/> 無			有・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

昭和 50 年に私立学校振興助成法が成立し、私立学校に対する助成措置について法的根拠が整備され、平成 18 年には、教育基本法の改正により、地方公共団体による私立学校教育の振興が明確に位置づけられた。

当該補助制度は、経営に必要な経常経費の一部を補助することにより、経営を安定させ、教育条件の維持・向上を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減するために創設された。

2 交付要領等における規定状況について

意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 実績報告書が一部提出期限内に提出されていなかった。
 - ・ 概算払精算書が添付されていなかった。
- 取扱要領では、実績報告書の添付書類として「事業実績書」及び「収支決算見込書」が規定されているが、事業実績書には、在籍生徒数と生徒数に基づく補助金額、交付申請額が記載されているのみであり、また、収支決算見込書には県補助金額、消費支出総額（決算見込額）が記載されているのみとなっている。一部の補助事業者からは、それらにあわせて財務諸表が添付され提出されているが、今後は、すべての補助事業者に対し財務諸表の提出を求めるなど、財務内容・経営内容を客観的に確認できるよう検討されたい。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助金は、経常的経費補助として、人件費、教育研究経費、管理経費、設備費を補助対象としており、教育条件の維持向上を図り、経営の安定性を高めるため、教育環境の整備・充実等に充てられている。

なお、法人運営等については、事務全般を含め、3年に1度立入調査を実施しており、不備があれば指摘し、改善を促している。

補助対象校生徒数

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高等課程(大学入学資格)	583	538	517
高等課程(その他)	43	43	85
専門課程・一般課程	1,273	1,215	1,332
計	1,899	1,796	1,934

5 齋宮跡体験学習施設維持管理費補助金	担当部 生活・文化部 文化振興室
----------------------------	-------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成 11 年度	22 年度交付額	18,412,000 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	「史跡齋宮跡」の保存活用・整備の一環として建設された齋宮跡体験学習施設（いつきのみや歴史体験館）維持管理事業に要する経費を補助金として交付することにより、効果的・効率的な普及・啓発活動を展開する。				
補助要件	特になし				
補助率	別に定める	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他（ ）		
補助対象者	明和町				
補助対象経費	齋宮跡体験学習施設の維持管理に要する経費。 ただし、行政財産の使用許可に係る光熱水費（電気料金・水道・ガス料金）及び通信運搬費（電話料金）については、使用者である明和町と按分し、町負担額に相当する部分は対象経費から除く。 (1) 町負担電気料金率（%） 当該使用許可面積／当該施設全建物面積×100 (2) 町負担水道料金及びガス料金率（%） 当該部分での勤務人数／当該施設の総勤務員数×100 (3) 町負担通信運搬費（%） 50				
第二次戦略計画の関連施策名（No）	施策 131：文化にふれ親しむことができる環境づくり 基本事業 13103：埋蔵文化財の保存・継承・活用				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無	有・無	有・無	書面・実地	—
	概算払（22 年度）		概算払金額割合		決算不用額（22 年度）
	有・無	9/10 以内	9/10 超	0 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・無			有・無	
地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

史跡の整備・維持管理は、本来、市町村等の管理団体が行うものであるが、史跡齋宮跡は 137ha と広大な面積であることから、昭和 53 年度に県副知事と明和町長との間で覚書「齋宮跡の保存にかかる業務分担について」が交わされ、史跡整備は県が、土地の公有化及び維持管理は町が実施することになった。齋宮跡体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」は史跡整備の一環として建設され、平成 11 年に開館した。

しかし、将来的に土地の公有化及びその維持管理費の増加を勘案すると、明和町単独でこれらの経費を負担することは町の財政規模からみて困難であると考えられた。このため、県は土地公有化に係る補助率の上乗せを行ったほか、平成 11 年 9 月に明和町と「いつきのみや歴史体験館」に関する協定を締結して、当該施設を無償貸付し、維持管理について支援するため当該補助制度を創設した。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 交付要領では、補助対象経費は維持管理に要する経費で、光熱水費については一部按分することとなっているが、実際は定額補助となっていることから、要領を見直すなどにより、実態に即した支出方法となるよう検討することが望ましい。
- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 実績報告書において、最終実績額ではなく、当初計画額の支出内容がそのまま事業実績として報告されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

県では、「いつきのみや歴史体験館」の維持管理を十分に行うことで、来館者に快適に利用してもらおうとともに、より充実したサービスの提供、講座や体験事業等の普及・啓発活動の実施にもつながるとしている。また、明和町に対し、施設の維持管理について支援することで、県と町との協働により史跡齋宮跡の保存・活用・継承の実現につなげているとしているが、施設の維持管理以外の効果・成果が明らかとなっていない。

意見

- 施設における効果的・効率的な普及・啓発活動に対し、補助事業がどの程度寄与しているかについて成果指標を設定していない。今後は、維持管理以外の効果・成果が、具体的かつ客観的に把握できるような指標の設定を検討することが望ましい。

6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金

担当部 生活・文化部 勤労・雇用支援室

I 補助金の概要

創設年度	平成 21 年度	22 年度交付額	6,171,011 円	補助実施件数	1 件
補助金の目的	企業や店舗の進出などに伴う地域の雇用ニーズに対応し、早期の雇用創出につながる訓練を実施（実施を委託する場合を含む。）する市町に訓練経費を助成するとともに、当該訓練を受講する者に対して市町が受講支援のための経費を支出した場合に助成することにより、雇用の拡大を図る。				
補助要件	1. 市町が地域の雇用ニーズに対応して実施する職業訓練事業であること。 2. 実施主体となる市町は、次の要件を満たす地域に存すること。（地域要件） 直近 1 年間の有効求人倍率が継続して概ね 1.0 倍以下、または、直近の有効求人倍率、新規求人倍率のいずれかが 0.5 倍未満である地域。（当該市町を管轄するハローワークにおける数値） 3. 10 人以上の雇用の創出につながる事。なお、雇用期間は原則 1 年以上であること。 4. 国、県等が実施する職業訓練や助成制度の対象とならないこと。				
補助率	10/10 1/2	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 訓練実施に関する経費（補助率 10/10） ・ 直営の場合：講師謝金及び旅費、会場使用料、訓練に使用する機器使用料 ・ 委託の場合：訓練委託料、会場使用料 2. 市町が受講者に対して受講支援のため支出した経費（補助率 1/2） 単価は最低賃金を目安とする				
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 212：職業能力の開発と勤労者生活の支援 基本事業 21201：多様な職業能力開発の推進と技能の継承				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (23 年度終了)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払（22 年度）	概算払金額割合		決算不用額（22 年度）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	—		3,828,989 円	

効果・成果の把握	成果指標設定	公表（効果・成果等）
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

国や県では離職者向けの職業訓練を多数実施しているが、それらは、地域の個別具体的な雇用ニーズに対応したものではないため、市町がそのニーズに対応した職業訓練を実施する場合に助成を行うことで雇用情勢の回復に資することを目的に当該補助制度が創設された。

平成 21 年度から 3 か年の緊急雇用対策として期間を限定して実施されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 最終予算額の3割以上が不用額となっていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成22年度の成果としては、コールセンター業務（電話業務）を担うオペレーターとして働きたい人を対象に必要な基礎技術を習得するための養成講座が開講され、受講者の就職につながった。（事業修了時点で18名が就職）

ただし、当該補助金の交付先は、前年度に引き続き同じ1市のみとなっている。

意見

- 説明会等により事業の周知に努めているものの、当該補助金の交付先は、平成21年度、22年度とも同じ1市のみとなっていることから、補助要件等の見直し検討や、未実施市町への一層の周知などにより補助効果が高まるよう改善に努められたい。

I 補助金の概要

創設年度	平成12年度	22年度交付額	16,830,257円	補助実施件数	31件
補助金の目的	<p>「三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例」に基づき、三重県に住所を有する子等のうち、私費で海外の大学等に留学する成績、人物ともに優秀な者に対し奨学金を給付し、次代を担う国際的な感覚と視野に富んだ人材を育成するとともに、県内大学等に留学する成績、人物ともに優秀な外国籍留学生及び看護専門学校等に在籍する成績、人物ともに優秀な外国籍学生に対し奨学金を給付し、本県の教育、文化及び産業の発展、広く多文化共生社会実現に資する。</p>				
補助要件	<p>1. 三重県私費海外留学生奨学金 (1) 4月1日現在、1年以上継続して三重県に住所を有する者の子等、または1年以上継続して三重県に住所を有する者 (2) 4月1日現在に、40歳未満であること (3) 他機関から給与される奨学金や授業料の全額免除を受けていないこと 等</p> <p>2. 三重県私費外国人学生奨学金 (1) 私費外国人留学生 ア 「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有する者 イ 三重県内の市町村に外国人登録をしている者 ウ 4月1日現在において40歳未満であること 等</p> <p>(2) 医療・看護系外国人学生 ア 外国籍であり、かつ、「出入国管理及び難民認定法」に定める「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有し、奨学金の給付を申請する年度の4月1日現在1年以上継続して三重県に住所を有すること等 イ 三重県内の市町に外国人登録をしている者 ウ 奨学金の給付を申請する年度の4月1日現在において40歳未満の者 エ 三重県内の医師・看護師養成機関等の正規課程に在籍し、医師・看護師・准看護師のいずれかの免許の取得が見込まれる者 オ 学業終了後、三重県内の医療機関において、奨学金の受給年数に1年を加えた期間以上勤務する意思があること 等</p>				
補助率	年間授業料相当額	補助種別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 直接 ・ 間接 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 運営費 ・ 事業費 ・ その他 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> () </div>		
補助対象者	<p>1. (1) 私費留学生 (2) 学校間協定留学生 日本国内の大学等に在学し、海外の大学等との学生交流に関する協定に基づいて海外の大学等に私費で留学する者</p> <p>2. (1) 私費外国人留学生 三重県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4学年以上）（以下「大学等」という。）の正規課程に私費で留学する者 (2) 医療・看護系外国人学生 三重県内の大学、看護専門学校、看護短期大学、高等学校衛生看護科、准看護師学校（以下「医師・看護師養成機関等」という。）の正規課程に在籍し、医師・看護師・准看護師のいずれかの免許の取得が見込まれる者</p>				
補助対象経費	<p>1. (1) 私費留学生 年間授業料。ただし120万円を上限とする。 (2) 学校間協定留学生 在籍する国内大学または留学先の海外大学の留学期間の授業料相当額。ただし84万円を上限とする。</p> <p>2. (1) 私費外国人留学生 奨学金は、在籍する大学の授業料相当分とし、月額50,000円を上限とする。</p>				

	(2)医療・看護系外国人学生 ア 看護師・准看護師をめざす外国人学生 在籍する県内の大学（医学部または看護学部）、看護専門学校、高等学校衛生看護科、准看護師学校の年間授業料等（入学金・実習費を含む）相当額。 60万円を上限とし、授業料の減免を受ける場合は、減免後の額をもとに決定。 イ 医師をめざす外国人学生 在籍する県内の大学医学部医学科の年間授業料等（入学金・実習費を含む）相当額。 60万円を上限とし、授業料の減免を受ける場合は、減免後の額をもとに決定。 （ただし、申請年度に入学する場合は、入学金を加えた額を上限とする。）
第二次戦略計画の 関連施策名（No）	施策 511：多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進 基本事業 51101：多文化共生社会づくりの推進

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無	有・無	有・無	書面・実地	—
	概算払（22年度）		概算払金額割合		決算不用額（22年度）
	有・無		9/10以内・9/10超		1,353,743円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表（効果・成果等）	
	有・無			有・無	
地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、昭和学寮創設の精神を継承し、国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てるために設置された三重県昭和学寮顕彰人材育成基金を財源に、国際化社会に資する県出身者及び県に有用な人材を育成する事業として創設された。

2 交付要領等における規定状況について

概ね適正に処理されていた。

3 補助金交付等の事務手続きについて

概ね適正に処理されていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

奨学金受給中の留学生については、就学状況報告等により現況を把握するとともに、在住外国人支援や国際交流に関する企画への参加協力などを依頼しているが、卒業または修了した留学生については、ボランティアでの協力等にとどまっており、これまでその成果を十分生かしきっているとは言えなかった。そこで、現在、過去の奨学金受給者についても人材活用のしくみづくり等の検討に取り組みは始めている。

平成 22 年度奨学金給付実績

1. 海外に留学する日本人留学生 私費留学生：12 名、学校間協定留学生：3 名
2. 私費外国人留学生：16 名

意見

- | |
|---|
| <p>○ これまでの成果を検証するとともに、多文化共生社会づくり、国際交流活動の推進に向け、奨学金受給者の人材活用のしくみづくり等を一層進めることが望ましい。</p> |
|---|

8 小児科医確保事業補助金	担当部 健康福祉部 医療政策室
----------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成 17 年度	22 年度交付額	5,921,000 円	補助実施件数	3 件
補助金の目的	小児救急輪番制運営事業に参加している病院で、非常勤の小児科医を確保することにより小児の二次救急医療体制の充実を図る。				
補助要件	小児救急輪番制等の当番日に小児科医が当直した場合				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	小児救急輪番制等に参加する病院の開設者				
補助対象経費	小児救急輪番制等の当番日に小児科医が当直した場合に必要な次に掲げる経費 1. 給与費:非常勤職員給与費 (医師) 2. 報償費: (医師雇上謝金)				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 341: 医療体制の整備 基本事業 34103: 救急・へき地医療体制の整備				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有・ <input type="checkbox"/> 無		—		7,813,000 円

効果・成果の把握	成果指標設定	公表 (効果・成果等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無

地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル
			—	—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

小児科医をはじめとする医師不足の深刻化により、地域の小児救急輪番体制の確保が困難な状況となったことから、非常勤医師等を雇用し輪番体制の維持を講じる医療機関を支援することにより、小児救急医療体制の充実を図るため当該補助制度が創設された。

当該補助制度は、小児救急を行う輪番制病院の意向をふまえた補助制度であり、制度の周知は市町担当課長会議等で行うとともに、各二次救急医療機関、病院協会及び各地域の医師会へ直接通知を行うなど、補助金の活用を促している。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 給与費等については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 最終予算額の5割以上が不用額となっていた。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度による支援により小児科非常勤医師等を招へいすることで、各地域における適切な救急搬送の受入先医療機関が確保され、平成22年度の小児の二次救急医療体制が維持されている。

(参考) 平成22年度の輪番当番日の患者数実績

病院名	輪番当番日 小児救急患者数	左記のうち非常勤 医師担当患者数	延べ派遣 医師日数	派遣元
山本総合病院	924人	86人	7日	桑名市民病院
名張市民病院	506人	68人	48日	関西医科大学
松阪中央総合病院	2,857人	800人	134日	三重大学 他

9 福祉活動指導員設置費補助金	担当部 健康福祉部 社会福祉室
------------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成6年度	22年度交付額	41,620,000円	補助実施件数	1件
補助金の目的	県内における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する福祉活動指導員に要する経費を補助することにより、三重県社会福祉協議会の推進指導体制を整備し、民間社会福祉活動の充実と発展を図る。				
補助要件	県社協が任用する福祉活動指導員7名。 福祉活動指導員は原則、社会福祉士または社会福祉主事の資格を任用資格とするが、これ以外の者については任用協議を必要とする。				
補助率	補助対象経費の85%	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間 接 <input type="checkbox"/> 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
補助対象者	社会福祉法人三重県社会福祉協議会				
補助対象経費	三重県社会福祉協議会の給与規定に基づく給料、諸手当及び社会保険料等事業主負担金				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 333：地域とともに進める福祉社会づくり 基本事業 33301：地域福祉活動の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 書面・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有・ <input type="checkbox"/> 無		9/10以内・9/10超		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有・ <input type="checkbox"/> 無			有・ <input type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

福祉活動指導員設置費については、社会福祉協議会の推進指導体制を整備し、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的として、平成5年度まで国庫補助が行われてきたが、6年度から国と県の財政負担の見直しにより一般財源化されたことから、当該補助制度が創設された。

厳しい県の財政状況にも鑑み、平成23年度からは、年度当初の福祉活動指導員の任用状況について、報告形式から協議・承認形式に改め、精査に努めるとともに、これまで補助対象としていた時間外勤務手当については対象外としたところであり、当該補助制度をより適正で効率的な制度とするため、引き続き補助制度の見直しに努めている。

意見

○ 当該補助制度は、三重県社会福祉協議会を対象として7名の福祉活動指導員設置に係る人件費のうち85%の補助を行っているが、同協議会の更なる自主財源の確保を促し、引き続き当該補助制度のあり方について、検討を行うことが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 4月1日現在の福祉活動指導員の任用状況の報告の提出を求め、その内容によっては、必要な助言・指導を行ったのちに交付申請を行っているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員が、各種の地域社会福祉の増進を図るため、計画の策定や人材の育成等が行われている。

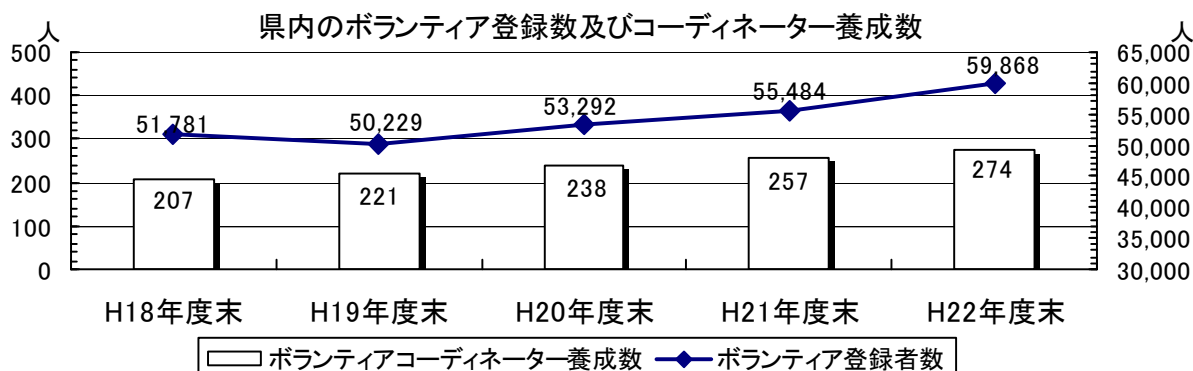
主なものは、

- ・ 「ウェルビーイングみえ21プラン」の企画・策定
三重県社会福祉協議会が市町福祉協議会や、民生委員・児童委員、社会福祉施設などと協働して行う、社会福祉全般に係る計画の策定を行った。
- ・ 社会福祉施設経営指導
社会福祉施設に対して経営指導を行い、適正かつ安定的な経営と利用者処遇の向上を図った。

市町の地域福祉計画の策定状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
策定市町数	4市町	1市町	0市町	4市町	1市町
策定市町数累計	10市町	11市町	11市町	15市町	16市町
改定市町数	—	2市町	1市町	1市町	1市町

- ・ 福祉人材の育成・確保
人材難が続く福祉・介護サービス分野で、無料職業紹介やマッチング支援などを行い、一定の人材確保を図るとともに、研修事業を行い、社会福祉施設職員の資質向上を図った。



10 軽費老人ホーム運営費補助金	担当部 健康福祉部 長寿社会室
-------------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	昭和52年度	22年度交付額	934,709,000円	補助実施件数	35件
補助金の目的	自宅での生活が困難な高齢者が「老人福祉法」第20条の6に規定する軽費老人ホームを低額で利用できるように、施設運営費の一部を補助し、施設の健全な運営を確保する。				
補助要件	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、徴収すべきサービス提供費用の一部を減免した場合にその減免した費用。なお、60歳未満の入所者については、交付の対象外。				
補助率	補助基準額以内 (補助対象者が市町等の場合は補助基準額の1/3)	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ 事業費 ・ その他()		
補助対象者	1. 「三重県高齢者福祉計画」内において設置された軽費老人ホームA型及びケアハウスを設置する三重県内にある社会福祉法人等 2. 「三重県高齢者福祉計画」内において設置された軽費老人ホームA型及びケアハウスを設置する市町、広域連合及び一部事務組合				
補助対象経費	施設を運営するために必要な職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等ならびに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部経理区分繰入金に充当する経費。				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 343：高齢者保健福祉の推進 基本事業 34303：在宅生活支援体制の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・無	<input type="checkbox"/> 有・無	書面・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	2人
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	<input type="checkbox"/> 有・無	9/10以内・ <input checked="" type="checkbox"/> 9/10超		25,475,000円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input type="checkbox"/> 有・無			<input type="checkbox"/> 有・無	
地域機関が行う事務	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

当該補助制度は、自宅での生活が困難な低所得者層に属する高齢者が、軽費老人ホームを低額な料金で利用できるようにし、高齢者の福祉の向上を図るため創設された。創設当初は県が軽費老人ホームを運営している法人に補助を行い、国が1/3に相当する額を県に対して間接補助していたが、平成16年度から一般財源化され、継続して補助が行われている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
● 要領第12条に規定する実績報告の提出期限では、審査を行い出納閉鎖までに額の確定を行うのは困難であることから、適切な時期に行えるよう提出期限を検討されたい。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。
 - ・ 補助金を3期（1期50%、2期30%、3期20%）に分けて概算払しているが、平成22年度の3期の概算払は3月31日に行われており、同日付で概算払の精算も行っていることから、概算払の効用は少ない。
- 変更交付申請が年度末に集中しており、最終補正等にも間に合わないことから、事業の変更がある場合は、適宜、変更申請等を促すことが望ましい。

4 補助金の効果・成果の把握について

県では、高齢者が自らの収入に応じた利用料負担で入所できる軽費老人ホームは、高齢者の福祉の向上の観点から必要なものであり、軽費老人ホームA型及びケアハウスの事業者が当該補助制度を活用することで、自宅での生活が困難な低所得者層に属する高齢者が低額な料金で施設を利用し、安心して生活できる住まいの確保がなされているとしている。

具体的には、各事業者からの状況報告等から、階層別利用人員の入所状況を確認するとともに、施設が補助金を活用して効果的な運営をし、自宅での生活が困難な高齢者の住まいが確保されているかという観点からも評価を行っている。入所率等から分析すると、当該補助制度により低額の利用料で入所することが可能となることで、高齢者に対する多様な住まいの提供に寄与しているとしている。

平成20年度～22年度までの利用実績

	A型			ケアハウス		
	定員	実績	入所率	定員	実績	入所率
平成20年度	2,400人	2,281人	95.0%	14,802人	13,902人	93.9%
平成21年度	2,400人	2,292人	95.5%	15,252人	14,122人	92.6%
平成22年度	2,400人	2,308人	96.2%	15,300人	14,304人	93.5%

11 障がい者小規模作業所事業費補助金

担当部 健康福祉部 障害福祉室

I 補助金の概要

創設年度	昭和 53 年度	22 年度交付額	78,097,000 円	補助実施件数	16 件
補助金の目的	就業又は一般企業に雇用されることが困難な障がい者及び社会参加の機会が必要な在宅の障がい者に対し、集団による作業活動・訓練、創作活動、生活交流の場を提供するとともに、生活指導、作業指導等必要な指導支援を行い、障がい者の社会参加の促進及び社会的自立と福祉の向上を図る小規模作業所に対し、経費を支弁する市町に補助を行う。				
補助要件	三重県障がい者小規模作業所設置運営要綱に基づき、市町が設置する障がい者小規模作業所又は当該事業を実施する民間社会福祉団体等に対して、市町が補助を行う事業				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ 間接 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	1. 障がい者小規模作業所を運営する市町等 2. 民間社会福祉関係団体等が行う障がい者小規模作業所の運営経費を補助する市町等				
補助対象経費	1. 市町等が行う小規模作業所の運営に係る報酬、指導員俸給、諸手当、法定福利費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、その他小規模作業所の運営管理を行うために必要な経費 2. 市町等が、民間社会福祉関係団体等が行う小規模作業所の運営に対して、支弁する補助金、扶助費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 344：障がい者保健福祉の推進 基本事業 34402：障がい者福祉サービス提供基盤の整備促進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ 無 (23 年度終了)	有 ・ 無	有 ・ 無	書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)	概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)	
	有 ・ 無	9/10 以内 ・ 9/10 超		763,000 円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ 無			有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			有 ・ 無		有 ・ 無

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

小規模作業所は、昭和 53 年当時、規模が小さいため法定認可作業所基準には適合しなかったが、障がい者の「地域の中で生活する場」として重要な役割を担っていた。しかし、小規模であるため運営基盤が脆弱で、安定的なサービス提供を図るためには運営上の支援が必要であったため、当該補助制度が創設された。

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行以降も、同法による新体系サービス事業所へ移行するまでの過渡期として補助が継続されてきたが、23 年度で終了する。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 補助対象に広域連合（「地方自治法」第284条第3項）が明示されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 一部の地域機関において、市町への内示が遅延しており、要領第4条に規定する交付申請の期限を過ぎていた場合も散見された。
 - ・ 補助事業者からの補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 一部の地域機関において、補助事業者からの実績報告書の提出が遅れていた。
 - ・ 運営経費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

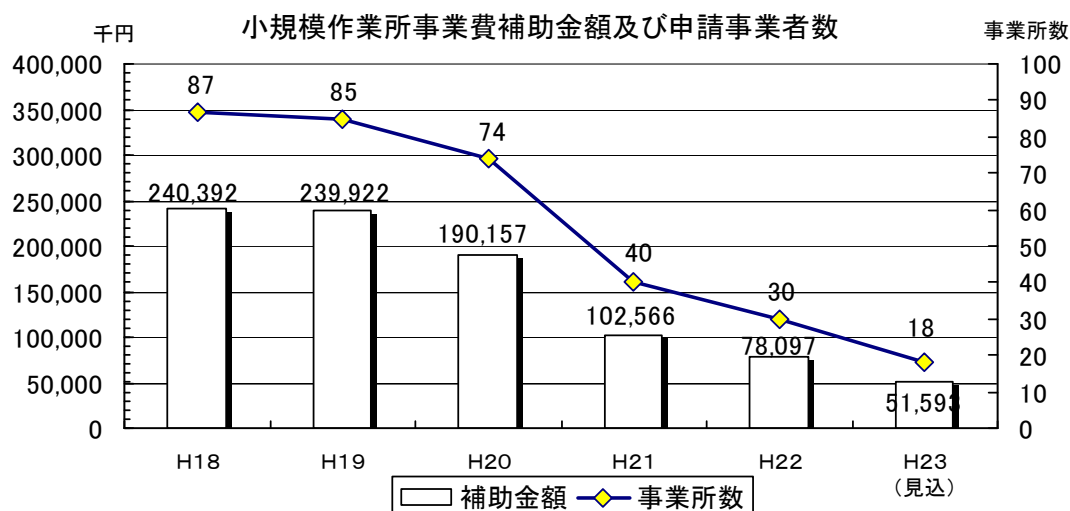
4 補助金の効果・成果の把握について

小規模作業所は、障がいの程度に応じたきめ細やかな作業支援を行っており、これを管轄する市町へ補助を行い、安定運営に資することで、障がい者が安心して日中の社会活動を行い、社会の一員として働く場を提供できることから、基本事業の目的である「障がい者の地域で活動できる環境整備」に貢献している。

また、当該補助金は、障害者自立支援法施行後は、小規模作業所が同法に基づく新体系サービス事業所へ円滑に移行できるまでの過渡的な支援制度として継続されてきた。

このため、各地域機関では、当該補助金による支援から同法の新体系への移行に向けて、現地等を訪問して課題や問題点を共有するとともに、円滑な移行に向けて必要な指導助言を行った。

その結果、小規模作業所の新体系への移行が徐々に進み、当該補助金による申請事業者が年々減少し、平成23年度末で、20人以上の作業所または地域活動支援センター等の新体系サービス事業所へ移行する予定である。



5 地域機関への制度周知や指導について

概ね適正に処理されていた。

12 放課後児童クラブ活動事業費補助金

担当部 健康福祉部 こども未来室

I 補助金の概要

創設年度	平成9年度	22年度交付額	9,432,000円	補助実施件数	11件
補助金の目的	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブのうち、児童数が国庫補助の基準に満たない小規模な児童クラブの運営を補助し、放課後児童等の健全育成に資するとともに、児童クラブの設置を促進する。				
補助要件	1. 国庫補助金の対象とならない小規模な放課後児童クラブ（放課後児童が5人以上20人未満、年間開設日数200日以上に限る。ただし、開設日数が250日以上の場合は、放課後児童が5人以上10人未満に限る。） 2. 障がい児を3人以上受け入れるクラブ				
補助率	補助基準額の1/2以内	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	市町				
補助対象経費	1. 運営事業費 放課後児童クラブの運営に要する経費（飲食物費を除く） 補助基準限度額：1クラブあたり年額1,118,000円 2. 初度設備加算 放課後児童クラブに必要な備品購入費 補助基準限度額：1クラブあたり250,000円 3. 障がい児受入推進事業 補助基準限度額：1クラブあたり1,472,000円				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策332：子育て環境の整備 基本事業33201：保育・放課後児童対策等の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—		818,000円	
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
地域機関が行う事務	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通学する児童たちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設であり、女性の社会進出の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っているが、国庫補助は一定の児童数のクラブを対象としており、基準に満たない小規模な児童クラブの運営を支援する必要があるため、当該補助制度が創設された。

すべての放課後児童クラブが、一定の基準（国庫補助の採択基準等）に達し、継続して安定的な運営が行えると判断された時に、当該補助制度は終了する予定である。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

平成 23 年度に国庫補助の基準を満たす施設は、260 か所となり、前年比 6.6%増加しており、当該補助制度により運営基盤を安定させ、一定の成果がある。

放課後児童クラブの実績

	平成 22 年度	平成 23 年度
国庫補助施設数	244 施設	260 施設
県補助施設数	16 施設	15 施設
未補助施設数	12 施設	7 施設
合計	272 施設	282 施設

I 補助金の概要

創設年度	昭和 55 年度	22 年度交付額	4,390,000 円	補助実施件数	3 件
補助金の目的	日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養等」について、家庭環境に対する配慮などが必要とされる児童の処遇向上を図ることを目的に、児童を多数受け入れている保育所の保育内容の充実を図るため、保育士の加配等に必要な経費の補助を行う。				
補助要件	1. 加配保育士の配置を行う私立保育所に対して市町が補助を行っていること。 2. 児童の状況や家庭環境について、保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から対象児童を判断していること。 ・ 保育児童台帳等において、本事業の対象児童である旨を明らかにしておくこと。 ・ 対象児童の判断に係る書類について整備しておくこと。				
補助率	補助基準額の 1/2 以内	補助種別	直接 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 間接 <input checked="" type="checkbox"/> 運営費 ・ 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	加配保育士の配置を行う私立保育所に対して補助を行っている市町				
補助対象経費	家庭支援推進保育事業に必要な経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策 332 : 子育て環境の整備 基本事業 33201 : 保育・放課後児童対策等の充実				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 ・ 実地	—
	概算払 (22 年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22 年度)
	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		—		0 円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
地域機関が行う事務	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			—	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

日常生活における基本的な習慣や態度の「かん養等」について、家庭環境に対する配慮など、保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所は、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る必要があるため、家庭支援推進保育事業を実施する私立保育所に補助を行っている市町に対して、交付要領に定められた加配保育士に係る人件費を対象に当該補助金が交付されている。

また、平成17年度から当該補助制度のうち、国庫補助事業分は国から市町村への直接交付金化（次世代育成支援対策交付金）された。平成21年度から、県単独事業分のうち、公立保育所に対する支援は廃止されている。

2 交付要領等における規定状況について

意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 人件費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

家庭環境に対する配慮などが必要とされる児童に対して、保育士の加配により、家庭訪問や子育て相談等の支援を行うことで、児童の処遇向上を図り、良好な保育環境の構築につながっている。

補助対象加配保育士及び対象児童数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
加配保育士数	4名	4名	4名
対象児童数	76名	83名	82名

I 補助金の概要

創設年度	平成13年度	22年度交付額	29,000,000円	補助実施件数	1件
補助金の目的	PCB廃棄物の処理費用負担能力の小さい中小企業を支援するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に国とともに拠出し、同基金から中小企業の行う処理費用の一部を補助することで、中小企業の負担を軽減し、PCB廃棄物の早期処理を図る。				
補助要件	中小企業が、日本環境安全事業株式会社において実施するPCB廃棄物の処理費用				
補助率	10/10	補助種別	直接・間接 運営費・事業費・その他(基金造成のための拠出金)		
補助対象者	独立行政法人環境再生保全機構				
補助対象経費	補助対象者の基金の造成に要する経費				
第二次戦略計画の 関連施策名 (No)	施策411：廃棄物対策の推進 基本事業41102：産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・無	有・無	有・無	書面・実地	—
	概算払(22年度)		概算払金額割合		決算不用額(22年度)
	有・無		9/10以内・9/10超		0円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表(効果・成果等)	
	有・無			有・無	
地域機関が行う事務	有・無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議		事務マニュアル
			—		—

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は昭和47年に製造が中止されているが、事業者による保管が長期にわたり、紛失などによる環境汚染が懸念されたため、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者は平成28年7月15日までに適正に処理することが義務づけられた。

しかし、PCB廃棄物処理には多額の費用を要するため、国は、日本環境安全事業株式会社(以下、「JESCO」という。)を活用して全国的なPCB廃棄物の処理体制(拠点的処理施設)の整備を図ることに加え、国及び都道府県の補助により、独立行政法人環境再生保全機構に基金を造成し、中小企業者に対して、処理費用の一部を基金から助成することにより、中小企業者の負担を軽減し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図ることとした。

当該補助金は、基金造成のための拠出金であるが、平成13年度から22年度までに本県が基金へ拠出を行った額は、既に2億9,000万円となっている。しかしながら、JESCOにおいて平成20年度から22年度までに処理された県内のPCB廃棄物は、JESCO処理対象物7,020台(22年度末集計)のうち795台であり、そのうち補助金を活用して処理されたのは218台で、22年度末における本県分の造成金残高(利息を含む)は277,914,974円となっている。現在、基金の造成に関する具体的な終期は明確になっていないが、国及び各都道府県の補助による基金造成金額が560億円に達するまで継続することとなっている。

また、国は、基金創設当初から、各都道府県の拠出金額を人口割りとし、PCB廃棄物処理事業の進捗及び助成の対象となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数等を勘案しつつ、必要な見直しを行うことを表明しているが、現時点では見直しの動向は明らかとなっていない。

意見

- 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の処理が依然として進んでおらず、基金へ拠出した本県分の造成金残高も多額となっていることから、拠出金額の見直しについての検討を国へ要望することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見

- 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。
 - ・ 申請取下げ期限が規定されていない。
 - ・ 状況報告に関して規定されていない。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見

- 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。
 - ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
 - ・ 全額概算払を行っているが、支払時期、支払額に係る理由が明確になっていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

本県のPCB廃棄物は、JESCOが全国に5か所整備している広域的なPCB廃棄物処理施設のうち、愛知県豊田市内に設置された豊田事業所において処理されることになっており、処理が開始されたのは平成20年度からである。

また、平成20年度から22年度までの3年間で、当該補助金を利用して豊田事業所で処理された三重県内のPCB廃棄物は、豊田事業所に受け入れられているコンデンサ636台のうち218台にとどまっている。(トランスは未処理)

平成23年度までは、豊田事業所がある愛知県内のPCB廃棄物が優先処理されるが、24年度以降は、三重県内のPCB廃棄物の受入予定台数が増加される予定であり、28年7月の処理期限までには完了する見込となっている。

しかし、県内には、県が把握しているPCB廃棄物7,020台以外にもJESCO処理対象物が約1,000台あると見込まれており、これらについても平成28年度の処理期限内に確実に処理されるよう、補助事業者と協議を行い、計画的に処理を進める必要がある。

また、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の適正な処理を推進するため、PCB廃棄物専門員等による廃棄物保管事業者への立入調査やパンフレットの送付、すべての市町への個別説明の実施等の取組は行われているものの、引き続き、PCB廃棄物保管事業者等への指導等を行っていく必要がある。

・豊田事業所における三重県内の主なPCB廃棄物の処理見通し

		トランス		コンデンサ	
		台数(台)	進捗率(%)	台数(台)	進捗率(%)
受入状況	平成20年度	91	22.6	105	1.6
	平成21年度	30	7.4	243	3.7
	平成22年度	38	9.4	288	4.4
	合計	159	39.5	636	9.6
処理見通し	平成23年度(見込)	43	10.7	480	7.3
	平成24年度(見込)	65	16.1	1,800	27.2
	平成25年度(見込)	65	16.1	1,800	27.2
	平成26年度(見込)	71	17.6	1,901	28.7
	合計	403	100.0	6,617	100.0

意見

- 豊田事業所に受け入れられた本県のPCB廃棄物台数は、現在のところ、JESCO処理対象物7,020台(平成22年度末集計)のうち、795台にとどまっている。
平成28年7月の処理期限までに、これらについてはすべて処理される予定ではあるものの、未だ県が把握できていないPCB廃棄物もあることから、県内に長期保管されているPCB廃棄物の処理が処理期限までに確実に実施されるよう、補助事業者に強く働きかける必要がある。
- 基金の助成対象者となる中小企業者のPCB廃棄物の保有台数の確実な把握を進めるための取組や、PCB廃棄物の適正な処理を推進するための情報提供及び周知の徹底等の取組について、県としても、一層強化していくことが望ましい。

15 浄化槽設置促進事業補助金	担当部 環境森林部 水質改善室
------------------------	------------------------

I 補助金の概要

創設年度	平成元年度	22年度交付額	361,753,000円	補助実施件数	21件
補助金の目的	浄化槽の計画的な整備を促進することにより公共用水域の水質汚濁を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。				
補助要件	対象となる浄化槽の要件 (1) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 除去率が90%以上であって放流水のBODが20mg/1 (日間平均値) 以下の機能を有する浄化槽 (2) 高度処理型の浄化槽 (10人槽まで) ア 放流水の総窒素濃度が20mg/1以下又は総リン濃度が1mg/1以下の機能を有する窒素又はリン除去型浄化槽 イ BOD除去率が97%以上であって放流水のBODが5mg/1 (日間平均値) 以下の機能を有するBOD除去型浄化槽 (50人槽まで)				
補助率	1/3	補助種別	<input checked="" type="checkbox"/> 直接 ・ <input type="checkbox"/> 間接 運営費 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業費 ・ その他 ()		
補助対象者	市町				
補助対象経費	市町が浄化槽の設置者に対し助成した額。(ただし、人槽区分ごとの基準額等による上限あり。)				
第二次戦略計画の関連施策名 (No)	施策 413：水環境の保全 基本事業 41302：生活排水対策の推進				

II 監査において把握した状況

事務手続き	終期設定	事前着手	状況報告提出	検査方法	実地検査実施人数
	有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 書面・ <input type="checkbox"/> 実地	—
	概算払 (22年度)		概算払金額割合		決算不用額 (22年度)
	有・ <input type="checkbox"/> 無		—		19,634,000円
効果・成果の把握	成果指標設定			公表 (効果・成果等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無			<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
地域機関が行う事務	有・ <input type="checkbox"/> 無	地域機関への周知	地域機関向け説明会・会議	事務マニュアル	
			<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	—	

III 各視点における監査の結果

1 補助制度について

本県では、より計画的・効率的な生活排水処理施設の整備を行うため、「三重県生活排水処理施設整備計画 (生活排水処理施設アクションプログラム)」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備を市町及び関係部局と連携して推進しており、当該補助制度は、浄化槽の整備を促進するために創設された。

厳しい財政状況の中、より効果的で効率的な生活排水処理施設の整備を推進していくためには、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に必要な工事費、撤去費等も補助対象とするなど、個人が行う浄化槽の整備が一層促進されるよう、補助制度について見直していく必要がある。

意見

- 当該補助制度が補助目的を達成するため、生活排水処理施設の整備により一層貢献し、効果的かつ効率的なものとなるよう、補助対象等の見直しについて検討することが望ましい。

2 交付要領等における規定状況について

意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 規定状況に次のような点が見受けられたので、必要な事項をわかりやすく明示されたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取下げ期限が規定されていない。 ・ 補助事業により設置した浄化槽の管理、処分に関する規定が不十分である。

3 補助金交付等の事務手続きについて

意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務手続き上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後適正な事務処理に努められたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の交付申請書が期限内に提出されていなかった。 ・ 市町が補助した個々の浄化槽について「浄化槽維持管理状況報告書」により維持管理の事後確認を市町に求めているが、管理が不十分なものがあつた。 ・ 浄化槽設置費については、4月1日から当該補助金の対象経費としているが、要綱・要領上に事前着手等の定めが明示されていなかった。

4 補助金の効果・成果の把握について

当該補助制度は、生活排水処理施設アクションプログラムの推進施策の一環として実施されていることから、このプログラムの指標である「生活排水処理施設の整備率」が成果指標として設定されている。

平成22年度末の「生活排水処理施設の整備率」は78.0%で、21年度末の76.5%から1.5ポイント上昇しており、このうち浄化槽設置整備事業による整備率の上昇分は0.5ポイントを占めている。当該補助制度により、平成22年度は21市町において2,920基の浄化槽が整備されており、整備率の上昇に寄与していると言えるが、整備率の全国平均（22年度末で86.9%）に比べれば未だに低い状況にある。

本県は、東紀州地域をはじめとして山間地域や家屋が散在する地域が多く、生活排水処理施設の整備手法としては、下水道整備が非効率的な場合もある一方で、浄化槽設置は極めて短期かつ比較的安価に整備できる有効な手法であることから、今後も、市町と連携しながら当該補助制度の普及啓発を行い、より一層浄化槽による生活排水処理施設の整備推進を図っていくことが望ましい。

・生活排水処理施設の整備率の状況

	平成21年度		平成22年度		増減	
	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国
生活排水処理施設の整備率	76.5%	85.7%	78.0%	86.9%	+1.5	+1.2
うち浄化槽設置整備事業による整備率	11.8%	4.3%	12.3%	4.3%	+0.5	±0

意見
<p>○ 当該補助制度の成果指標として「生活排水処理施設の整備率」を設定している。平成22年度は78.0%と、目標値である76.5%を達成しているが、全国平均86.9%と比較すると、未だ低い状況である。</p> <p>整備率の低い市町において、浄化槽の設置を促進することは、費用面や工期の面からも有効な生活排水処理施設の整備手法であるので、今後も市町と連携し、当該補助事業をより効果的かつ効率的に推進することにより、補助目的の達成に努めることが望ましい。</p>